

平成 30 年度 第 1 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 30 年 5 月 17 日（木） 午前 10 時 00 分～

2 場 所 吹田市役所高層棟 4 階 特別会議室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

泉委員 金戸委員 田端委員 出口委員 春貴委員 藤原委員
的場委員 村田委員 山下委員 山本委員

〈欠席委員〉

古本委員

〈事務局職員〉

高田 徳也（市民部長） 横山 尚明（人権政策長）
信田 二三夫（市民部人権平和室長） 岸上 孝司（市民部総括参事）
西口 崇（市民部人権平和室参事） 田毎 祐三（市民部人権平和室主幹）
生駒 靖子（学校教育部教育政策室長） 桑田 香苗（学校教育部教育政策室主幹）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

以下のとおり

（事務局）

資料確認、出席状況報告

傍聴希望者の有無確認

（会長）

前回の時、今後の方向性については皆さんでお認めいただいて、市の方から案を 7 月頃に出してもらおうという話をしていた。その前にヒアリングと意識調査について、どういうことがあったのか、それがどういう風に答申に反映できるか、意見交換した方が良い。そう言うことを言わせてもらいまして、本日、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ヒアリングを振り返っていただいて、少し問題点をそれぞれ出していただきたらと思うのですが、この場でこれを全部振り返るのはたいへんなので、私の方から簡単なメモを作らせていただきました。ポイントを少し整理させていただき、少しそのことをご紹介して、その後ヒアリング全体を振り返って、少し私の方で気づいたことを 4 項目ほど提案

というか意見として書かせていただいています。

それから、意識調査をどういう風に見ていったらいいのかということで、これも私の方からこういう見方があるのではないかとということで少しこれもきちっとしたものでは無しにラフな形ですけども少し検討すべき我々の答申に向けて確認すべきことはこういうことなのかなと言うことで書かせていただきました。

本日は、前半、後半と分けさせていただいて、当然、それぞれ関連することなのですけども、後でまた、まとめて意見を出していただいてということで、最初ヒアリングのこと、一段落して、次に意識調査のことについて意見交換できたらと思っています。私が読み上げるのではなくて、ちょっと時間を置きますので、ざっと、もちろん、ご自身がお考えいただいていることがあるかと思いますが、それを後でちょっとお聞きしたいと思いますが、こういうことが出てきたのではないかとということで、そこをちょっと書かせていただいていますので、お読み取りいただいたらと、一応こういうことができたよということです。それで最後のところだけヒアリング全体をふりかえってというところだけ 4 項目だけちょっと口頭でお話をまずさせていただいておこうかなと思います。

ヒアリング全体をふりかえってということで、まず 1 番目、それぞれのテーマについて何が課題なのかを可能なかぎり明確にして行く必要があるだろうなということです。プラスアルファのヒアリングというのはなかなか難しいという話をこの間事務局と相談していました。基本はこれをもとにしてということになるのですけれども、ただこの中で課題は何なのかということをもう少し明確にして行く必要があるのではないかと。特に、施策の実施については以前よりも拡大や進展があるところもあるが、やはりこの間、国がいろんな法律を作っていったわけです。だから取組はそういう意味では内容がある意味では進んでいるというふうにいえる部分も多いと思います。そうすると新たな課題が見えているというところ、それから、ひょっとしたら施策が後退している部分がないのかということもわかるのではないかと。新たな課題というか例えば教育委員会のところでスクールソーシャルワーカーとかいろんなケースに具体的に当たっていかれるそういう人が配置されるということもあるけれど、やっぱり人数が足りないという問題が起きている。

それから 2 番目、行政の施策の本体に現場での課題がフィードバックされているのかという、これは外国人の関係のヒアリングで出てきた話なんですけれど、行政ではなしに団体がいろいろやっている。やっぱりそのボランティアとかだけではしんどいんじゃないかという議論もありましたし、施策の中にそれがどういうふうに位置づけられるのかということも再度確認というか問うていくということもひとつ必要ではないかというのが 2 番目。

それから 3 番目、行政の施策の手が届かないところにいる人たちの問題をどうするのかという。これは障がい者、高齢者、子供、外国人、性の問題、おそらくすべてのテーマに共通の部分ではないのかと周知を含めてですね。実際窓口にやって来られる人とそうでない人があって、教育相談にしてもそうなんですけれど、地域でどこまでそれをフォローできるのかということ。それから子供のこともですね。実際に相談料がかかるととてもじゃないけれど、そういうお金は払ってられないよという人達の問題とか、そういうところを細かく見ていくためにはどうしたらいいのかということが、これは各テーマごとに問

われているのではないのかというのが3番目。

それから4番目にこれは前回の審議会の議論の中で出してもらったことなのですが、やっぱり、この間社会の変化の中で新たに生まれてきた課題があるんじゃないかと、それが生まれてきた状況をどう踏まえるのかということ。例えば地域社会の人間関係の変化とか、社会全体で共有される目標の変化とか社会全体の格差をめぐる問題とか前回お話をいただいたんですけど、ちょっと今までとは違ったようないろんなことも出てきているので、そののところもどういうふうに問題意識化するのか、そういうことが4番目にあるんじゃないかという、全体をふりかえってすべてにとは言えないかもしれないですけどある程度共通の課題を出すということは実は大変難しい話なんですけれども、今言ったことを共通の課題として言えるのではないかと、それでただどうしてもお話いただく、ところが、必ずしも当事者ではなかったというところがあったり、まあ、高校生とかは、お話を聞いたわけですが、その問題があるかなということと、それからこういう施策を今やっていますということはいいいんですけれど、やって何が問題なのということが出していたところとそうでないところと少しそこはでこぼこがあったんではないかという印象でした。全体としてはもちろん十分なものではないかもしれませんが、ある程度共通の問題は出てきた部分もあるんじゃないのかという風にわたしは考えております。それで、そういうことを踏まえていただいてグループを作ったという経過もありますので、ご担当のところ、少し、これを見ながら考えていただいてしばらく時間をとりますので、それぞれのグループのところ、別に議論をしていただかなくてもいいんですけれど、少しお感じのところを委員の方々に後でご意見を順番にいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(F 委員)

私は、高齢者又は障がい者問題のところを追及していくポジションでありました。その中でヒアリングも含めまして、ひとつ気になるのが、地域包括支援の部分で民間がやって行くということが決定しています。そうなった時に地域包括ってというのはそれぞれの地域において、大きな役目があるし、また、高齢者、障がい者或いは子供さんからすごく頼りにされているのは間違いない訳で、そこがこの度の民間委託となっていく時にこれまで培ってきたいろいろなノウハウとかあるいは住民との結びつきとかいったものがどこまで継承されるのかなということを今回この中味のうんぬんの前にちょっと気にしているところであります。その辺のところを誰が答えていただけるのかなと思うんですけども、多分委員さんの中じゃこれはこうなんだよということは誰も言えないんじゃないかと思います。そうするとやっぱり行政の立場からというふうな話になりますけれど、これについてはどなたか。

(会長)

簡単に答えられるのであれば、ヒアリングの振り返りなので、施策についてはそれはちょっと大きなポイントになるので、どなたか答えられますか。

(事務局)

地域包括支援センターについては今市民部しかおりませんので答えにくいのですが、市でいろいろな事案を民間の事業者さんをお願いをして委託であるとか指定管理の形でしていただいていますけれど、民間に委託しても行政レベルが下がらないように問題がおこらない仕組みとか取組、事業者の選定であるとか、あるいは指導と相談とかは、どこの部局でもとっているのかなと思いますのでご心配は確かに大々的に民間委託をするとどうしてもそういうことがありますので、ただ地域包括についても過去から少しずつでも進めてきていることかなと思いますので、そういう指導のノウハウとかもありますと思いますし、吹田全体のセンターみたいな形で直営の部分も残るはずだと思います。そういう所が中心となって包括支援センターの相談と指導みたいなことをするのかなと思います。そういった状況かと思います。

(F 委員)

ヒアリングの部分とは直接関係なかったんですけど、進めていく上で、やっぱり、そのことの結びつきっていうのが、かなり密接なものがなければいけないだろうというふうにしたので言わしていただきました。このヒアリングメモを参考にさせていただければ、高齢者問題、障がい者問題、それから子供をめぐる問題とか当然いろいろな問題はあるんですけど、それぞれが今、これまでいろいろ考えながらいろいろな所で話を聞いたりしてきた中で、それぞれのところで皆さんやっておられるんですけど、全体の結びつきとかいわゆるインテリジェントシステムみたいなものがちょっとないので、その辺の構築がいるのだろうなというふうに考えております。ですので、例えば介護施設それから作業所含めてあるいは介護事業所そういったところがおのおのではなくて総合的に機能するというような所を作っていければいいなという風に考えています。

(会長)

ありがとうございます。それは大変大事な指摘だと思います。行政のシステムとして、今、民間との関係をどうやってそれを横につなげていくのか。でないとバラバラになって行くし、そうでなくても縦割りといわれているのに、民間になった時に余計にそれが縦割りになって、地域ではグチャグチャになることがあるかもしれない。逆に、我々がやるとしたら、評価システムをどう作るかという問題にも関わってくるのかなと思います。

(F 委員)

第三者委員会が必要とまでは思わないですけど、困った人があって、ワンストップで解決できればいいし、というのも一方であると思います。

(B 委員)

私の所属している団体では、高齢者のこれからを考える会という審議委員会がスタートしまして、実はこの中で私自身も大きな声を発しているのは地域包括との結びつき、これ

は地域の中で現実に情報というものはなかなか入ってこない。だから、これは地域の方から何を困っているのか、できたら地域でお助け隊として活動していく時に是非情報を共有して下さい、という形でお願いしております。ですから店さんが持っておられる情報とかですね、そちらの方をできる限り地域の中でひとつの形で共有したいと考えております。

それと、平成 29 年度からもうひとつ大きな事業として鍵あずかり事業をスタートさせていただいております。これは現状、店さんしか、個人的な守秘法の関係もあって、他には出せないという形なんですけれど、しかしそれではお困りの方がおられますので、できましたら、その情報を福祉委員会で共有できないのかなという形で進めております。ですからこの中でそこから、ひとつの突破口として、これからの困っている高齢者の虐待や貧困につきましてもそこからスタートできるのかなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。福祉委員会で共有できないっていうのは実際できるようになったのは、今、議論中ですか。

(B 委員)

議論中です。鍵あずかり事業スタートしていますので、何人かの鍵を集めますよという方がおられますので、今まで持っていた情報は福祉委員会としてその情報を共有しながら地域の自治会長を含めて全体で確保しているという現状です。

(会長)

福祉委員会である程度、情報は共有されているということですか。実際進んでいるということですか。

(B 委員)

そうなんです。それも吹田警察に OK をいただいておりますし、何らかの形があった時には警察と一緒に動くという形をとっております。

(会長)

福祉委員会の組織の中ですから、当然自治会もいる。もちろん、それはまったくオープンにするのではなく、必要に応じて、状況に応じて共有しているという理解でいいですね。

(B 委員)

鍵を預かっていただいております。地域の病院でその鍵を 24 時間体制で預かっていただいておりますので、緊急の時にはそちらの方にこちらの情報をやりながら、取りに行くというシステムです。

(会長)

施策とヒアリングについてのコメントですので、そういう風におやりになっているということでさらにこの際何かありませんか。

(B 委員)

私の団体では、今は法人後見はやっているんですけど、市民後見という話も他からはちらほらでてきているんですけど、現実にも今、法人後見をやっているだけでも精一杯でなかなか市民後見を組織としてスタートしていこうと思えば、市としてバックアップがなかったら無理かなと考えています。

(会長)

今、現状でも法人後見でもかなり厳しいですか。

(B 委員)

はい。厳しいです。いいますのは、やはり、法人後見はケースワーカーにかかっている人とか、なかなか難しい方々の法人後見をかっていますので。

(H 委員)

今の問題で言えば、2025 年問題がありますよね。それに備えて市やいろいろな所でやろうとしていますけれど、その進行がものすごく速いと思うんですね。これからの 5 年、10 年、例えば、私が直接担当している地域だけで、この 2 年間孤独死の方が 2 人でたんです。それは、ものすごい高齢者でなかったから、こっちもカバーがしきれないんですけども、そういう状況がこれからも吹田市内で地域でいうと特に団地の場合は同時にいっぺんに高齢化していきますから、対応が後手後手に回っていく可能性がありますから、ものすごく急がないといけない問題だと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(F 委員)

後見人の件ですが、大阪府下でもすでに市町村でやっているところもあるんじゃないですか。吹田はあんまり進んでないんですか。

(B 委員)

進んでいる方なんです。

(F 委員)

他市でうまくいっている事例はでてきていない段階ですか。

(B 委員)

なかなかでてこないですね。どうしても市の方の法人後見の方が日常生活、自立支援で、そこでどうしても対応できない人が法人後見の方にまわってきますので。

(F 委員)

やっぱり市民後見という部分についてはなかなか壁が高いのですかね。

(会長)

責任がとれないということでしょう。市民として。

(B 委員)

そうですね。どのくらいの範囲でそれを見守っていかないといけないのか。最後まで 1 年や 2 年で終わるような状況じゃない時には何年という形でやらないといけない。

(会長)

市民後見であれば、それを全部一人が支えないといけないわけでしょう。5 年、10 年ね。

(F 委員)

途中で切れてしまうこともありますよね。それであつたら。

(会長)

市民の人が何か都合できて、もうどうしてもやれないという話は起こりえる話だから。それは、やっぱり、よっぽどいろいろなシステムを考えないと。ケアのケアみたいなものがいりますから。ありがとうございます。

(E 委員)

今のお話を聞いていて感じたのは、高齢者、障がい者のことに関していうと、福祉サービスとか制度の課題は、それはそれとしてあると思うんですが、人権施策の基本方針を見直すという点に当たって、人権という視点で、どこの課題を抽出するかというところかなと思うので、1 個 1 個の制度やサービスが直結して、高齢者や障がい者の人権問題につながると思うのですが、ここも書いていただいている中でも、どこを視点でいうことが難しいなと思いながら、見たり聞いたりをしております。障がい者問題に関していえば、この間、もう 2 年前ですが、相模原の施設の殺傷事件が起きたように、いろんな人権に関する施策が整備される一方で全然、人権感覚っていうところが市民が追い付いていないっていうのは実態としてあるのはリアルに感じているところだと思うのでそういう視点で何かここらへんの課題の基本方針をまとめたいと思いました。

(会長)

ありがとうございました。また後の意識調査のところにも出てくる話で、テーマによって段差がすごくあるというそのこととつながるし、障がい者のことは比較的割と高いパーセンテージで意識がでているんだけど、でも、それが本当か少しそこを見ていく必要があるかなという気がします。ありがとうございます。

(F 委員)

今、E 委員が言われたことに関連するのですが、作業所とか高齢者の施設の中であってはならないことですが、例えば DV があつたり、作業所なんかでの賃金の詐取というものの現実にあつたりする中で、先ほど言いました、皆が集まってワンストップっていう風に言いましたけれど、その中では当然、行政からの主導といったもの、或いは、人権に関するものの調査、聞き取り、そういったものも含めながらのひとつの固まりになっていきたいと思いますという意味合いで言っておりますので、人権ということについては、必ず、どの部分にもちりばめていかなければいけないということです。

(会長)

全体としてはそうですね。そこで重点はということは、言わなければならない。F 委員がおっしゃったその辺りの行政の主導とかその辺りってなんかこううまい知恵があるんでしょうか。やっぱり絶えず、評価っていうのは言い過ぎだけれど、チェックしていかなければいけないわけですか。

(F 委員)

チェックですね。チェックしても分からないから、これは障がいを持っている方。高齢の方、直接の会話の中での、聞き取りというものじゃなくて、会話の中からさぐっていくというテクニックが持てるものだと思うので、そんな形でするのが一番わかりやすい。事業者からの話は全部が全部とは言えませんが、言いたくないこともあるでしょうし、そういうところをきちんとヒアリングするっていうのは直接、本人さんの方々から聞けばいいのかなと思います。

(会長)

それと通報した人を保護するという仕組みがいるのかどうかということも。

(B 委員)

どうしても今の現状でしたら、福祉施設を立ち入り検査するというのはお金の面が多い。他の面ではなかなか立ち入っていけないような現状だと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(I 委員)

ヒアリングに参加させて頂いて、各機関がとらえておられる子供の人権課題というのが、機関がとらえておられることはよく分かり、取組んでおられる様子もわかりました。ですが、それがすべての人権課題を網羅しているかということ、それはよく分からない。アンケート調査も拝見して、こういう声もあるんだなということは分かったのですが、その上で子供の権利に関わる法人で仕事をしている者としての意見ですが、子供に特化した公的な第三者機関っていうものがあるといいだろうと思います。それは一つ一つ具体的なその子の相談を受けて救済するというのがわかりやすいところですが、子供に特化した公的第三者機関ってというのは国連の子供の権利条約に則って国連の子供の権利委員会の方で子供にとっては子供に特化して機関が必要である世界基準になっているものです。そこには子供であれば、或いは子供に関わる人であれば誰でも相談ができ、もしかすると、通告っていうこともあるかもしれないんですけども、それは公的なものだけでも、そこで子供の声を聞き、救済を図る人は第三者性を持った人です。どれもヒアリングの中から見えてきた、特に2ページの子供をめぐる問題はどれもまさしく人権課題で、これは個人の問題ではなくて、社会における問題です。

だけれど、いじめってというのがアンケート調査にもあるようにその子の問題だっていう風に認識している市民の人達がいる。だとしたら、いじめというのはこういうものだというふうに定義して、法律を作る。他の不登校についても、その子がわがままだからっていうことではないんだというふうに明確にしたものを作り、市民に啓発をしていく、子供達に伝えていく。それで、この人権課題を持った子供がSOSをだしていけるってところです。市の責任としてはその一つ一つの人権課題についてはその子供と周りの大人、親や先生と一緒に相談をして、スクールソーシャルワーカーの手も借りて課題解決に向かっていくということです。公的第三者機関としては、一つ一つの課題に取組む時に調査する権限、今、福祉のところでおっしゃっていましたが、市民からの通報があった時にはその市民の秘密を大事にしながらでも公的第三者機関に届けられたことについては調査する権限が付与されているっていうようなところで調査をし、その期間については提言をしていく、きびしい言い方になる場合は勧告をしていくっていうような権限を持った、そんな機関があるっていうことで個別の人権課題も解消されるし、その期間も子供の権利をより良くするように変わって行くわけですので、市自体も子供の権利が大切にされるっていうふうに変わっていけるそういう仕組みが必要なんじゃないかなっていうのをアンケート調査とヒアリングを通して考えました。

(会長)

川西市のオンブズマンについても、そのひとつですが。

(I 委員)

そのひとつですね。日本で調査を去年しましたが、33 基礎自治体にあって、上手く機能しているところと、名前だけのところがありますが、それはあります。

(会長)

オンブズマンという名前をつけているのは川西市だけですか。

(I 委員)

他の 33 市町村はオンブズマンという名前をつけていたり、オンブズパーソンだったり、子供の権利擁護委員だったり、いろいろです。

(会長)

内容は川西市に準ずる形ですか。或いはバラバラですか。

(I 委員)

バラバラですね。川西市はできてからもう 20 年たっているのだから川西市自体の仕組みが良いかどうかというの、議論をまたしようというところです。

(会長)

これは市町村あるいは政令指定都市のレベルですか。

(I 委員)

一部都道府県に設置されています。このヒアリングで分かったのは各機関、学校やセンターなどいろいろなところが子供の声を聞いて、そこで子供達の人権課題に向き合い、取組んで、市民もそうなんです、その機関における子供の権利侵害、あるいは見えないところっていうのがあるので、それを網羅していったり、現実にある機関と連携しながら、公的第三者機関みたいなものが運用されていくのがいいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(H 委員)

子供の生活実態を見た時に子供一人一人が非常に忙しい生活をしている。忙しいのは進学であったり、稽古事であったり、その忙しい中で人権に関する問題が起こってきているように感じるの、子供がのびのびと放課後遊べる体制を作ってあげる必要があるのではないかと思います。そのような形で青少年の関係の中でいえば青少年教育あるいは、そういった活動をさかんにする必要があるかと思います。今はまったくその逆でそういうことが全く行われなくなっている。子供会は全市的にほとんどつぶれてしまっている。そういった状況の中で対症的にやっていくだけではないのではないかと思います。やはり、家庭教育、学校教育、社会教育といった大きな意味からもう一度建て直す必要があるのではないかと思います。

(会長)

子供が自主的に活動できるような環境づくりができていなくて、親のニーズ、子供のニーズを合わせたような取組みしかできていなくて、関東などでは民間が、そういうことをやりだして学童保育なども企業がやっている。そのメニューに合わせて、塾に通わせるように、そういうところへ行かせる。そういう話がだいぶ前からできてきている。そのような状況が一方である。ある意味では子供の活動が商品化される。そうではなしに子供が自主的に育っていけるような環境づくりに対する工夫ができていないのではないかという問題ですね。

(H委員)

関東の方ではプレイパークができていますから子供が勝手に遊べる。

(会長)

子供が育つというところでは、そのポイントは忘れてはならない。そうでなければどんどん子供が生きづらくなって行く。そういう問題になってくる。

(F委員)

子供が教育を受けるに当たって、当然、平等でなければいけないですけど、それぞれ個人差がありますが、その個人差を埋めるために、今、小学校等で行っているのが、ついていけない子や普通クラスじゃない方に行った方が良いのじゃないの、ギリギリかなどうかなという子供達に対して、マンツーマンで指導をして行くということがされているか？それをしようと思えば教師の数もいるし、予算も考えないといけないのですが、例えば小学校に行くと、その地域の子ではなくて、数校の子供達がそこに行って、そういう支援受ける状況がありますが、支援を受けるのであれば、自分が通い慣れている学校内でやってもらった方が本来良いんだらうなと思います。そのあたり、もっと平均的に子供達のためにやっていただきたいと思います。基本的に平等に教育を受ける機会があるということを考えていただけたら良いかなと思います。

(会長)

子供達が自分達で仲間をどのように支えるかというところへ持っていけないといけないが、教師が対症療法的にやらざるを得ないという。そこがそのあたりの問題につながってくると思います。

(A委員)

教育の部分で、ヒアリングを通じて、現場の側にそれなりの人権課題があると感じました。それに対して行政施策っていうアプローチでどこまで近づけるのかっていうそのような視点を私は持っていないので、一緒に考えていただきたいです。感じたことは教育センターについても様々な意見があるものの、多様な教育機会確保法案が施行された中で学校

復帰だけを目的とするっていう教育センターの 2 つの教室のあり方について、どうなのかな。前提として子供の人権、本人の主体性を全く尊重していないのではないかな。いじめられている子供に学校復帰を目指すというのはどうなのかな。それと大学生のボランティア不足を課題として挙げられていたのですが、かつての不登校経験者は採用しない。これに関していろいろとお話されていたのですが、ピアサポートが果たすべき役割が大きく注目されているが、それについて意識が及んでない、学ぶ態度が感じられない、そのようなところに課題があるように感じました。それと指導室という名前について、不登校に対して指導という言葉は、体罰の容認にも近いし、古い価値観ではないのかというふうに、こういうことについて一つ一つアプローチをして行ったらいいのか、施策ということで、できるのかということによって全く想像できず、現場に非常に課題があると感じました。

(事務局)

教育センターにつきましての、光の森、学びの森の目的については学校復帰を目的としているというところではありますが、学校だけが子供の居場所であるのかという視点については教育委員会の中で議論していかなければというところではありますが、意識は持っております。指導室という名称につきましても市長の方からの議論の部分も出ているところでもありますので、今後総合教育会議等教育委員さんともども、議論して行くひとつのテーマになっています。

(会長)

対案として A 委員何かありますか。例えばオルタナティブスクールみたいなものを吹田市でもやれるのかとか。例えばそのような話。

(A 委員)

対案はあります。私自身が NPO で実践していることがひとつの実践としての対案だと思っています。ピアサポートについてはピアサポート養成研修などを吹田市あるいは教育委員会で行って自分のところで経験者をボランティアスタッフが不足しているというならどんどん採用したらいいと思います。それが一つの対案です。

(G 委員)

ヒアリングを通じて感じたことは、子供の問題に関しては、不登校の人に対して、学校復帰をやっている人達の話聞いた、特にサポートプラザで生き方の多様化っていうことを聞いて、事実背反する活動だけれどもそれぞれが必要なんだと思ったのと、就職支援や自立支援ということに対してはヒアリングではあまり見えてこなかった。就職相談をしていますということぐらいだったので、サポートプラザにいる高校生や大学生の人達が今後、どういう形で自立をサポートしていくのかが見えなかった。また、教育の現場ではいろいろなことをされていると感じました。放課後の子供の見守りをはじめ、いろいろな活動をされているけれども、そこに参加していない子供達の問題がある。また、男女の共同参画

センターのヒアリングを通して思ったのはDV対策に対しては、研修を救済を含めてやっておられるが男女共同参画で女性の社会参加や企業における女性がどうなっているかというのはヒアリングできなかった。

(会長)

特に自立サポートのことについて、現実には我々が大学でやっていまして、学生と関わっていると、私も集団になかなか入れない学生 2 人抱えて、個別に対応していることがあって、それで将来就職とかどうするのかっていうことを臨床心理士にも相談しながら関わらざるを得ないケースがいくつもある。そういうことに対する取組み、先程のピアサポートやオルタナティブな社会のあり方、学校のあり方ともそれはからむのかもしれませんが、そこに問題の一つの鍵といえるかどうか分からないけれど、あり方があるのかもしれない。生き方の多様化ということを社会がそういう人達をどういうふうにつないで行くのか、フォローして行くのかというところが少し問題としてあるのではと思います。それから企業での女性の問題っていうのはどうですか。

(D委員)

女性は、うちの会社では比較的役職者もいたり、育児のことについてもすべて完璧にこなしていると思っているので、問題は何もなく、遅く来たり、早く帰ったりっていうのも弊社ではOKです。こういう市民調査の結果は楽しみだという話は吹田の企業人権協のメンバーの中でも言っているもので、こういう調査が表に出た時には又、いろいろと評価が分かれるのかなという感じがします。なるべく法律を守るように努めている企業さんが結構いるので、いい結果になるだろうと思います。

あと同和問題と国際交流に関して J 委員と部落差別の解消推進法が出て、その後、企業はどうかという話をして「その後あまり何もないですね。それよりもまず、企業の人権協からいくと、働き方改革からくるメンタルヘルスやセクハラ、パワハラにまた、3 年前ぐらいに話が戻って、部落差別の解消法の話が成立しているにもかかわらず、それを置いて企業の人権研修に裂かれているので、ますます部落差別という部落問題という系統の企業内研修なり、外部の研修はまた後回しになってきましたよね。だから、今からするのであれば推進法はその後、どう変わったかっていうのをいち早く市民レベルの意識や部落差別の実態調査をまたやってその結果と見合わせてする必要があるって、意識を高めるにはそれしかない。」という話をしていました。

また、外国人問題について、平成 29 年度第 1 回に皆さんと一緒にヒアリングをさせていただいたとおりでございます。ヒアリングの時の話が生々しくて、これ以上何もできないのか、後は行政からの支援とか周りの支援があつてこそ、成り立って行く。それをいかに人権課題に入れていけるのかというのをこれから検討していく必要があると思いました。

(会長)

ひとつは外国人登録や入管法の法律に問題がいろいろと変わってきたという住民登録の

関係とか最近の動向を私もきちんとフォローしていないけれど積極的にいろいろやってみようとするためのいろいろな法律が外国人の問題についてはかなり抜け落ちてる。子供や障がい者のいろいろな課題については、一定の法律がこの間、矢継ぎ早に整理されているから自治体としてはある程度、それで枠取りして予算をとってということだが、外国人問題については必ずしもそうではない。だからある意味行政にそういう本体がない。そういうことは今後もどんどん外国人の観光客を含めて、少子高齢化の中でどうするかという一番大きなテーマが背後にあると思います。

(D 委員)

8月1日に滋賀県湖南市の先生ばかりの人権研修のスタッフの中に入れていただいてこのような話も聞きました。そうすると、湖南市も外国人労働者が非常に多くて、各学校に何十人もいてる。子供さん日本の学校に来てるので日本語がしゃべれるけれど、家族に帰ると母語が全然違う。お父さんやお母さんが病気になって病院に行けないらしい。小学校 2 年生の女の子がお父さんやお母さんを連れて病院へ行った時に病院の先生が困る。その痛さの表現が 2 年生では分からないとか。それをお父さんやお母さんは母語で言っているんだが日本語で通訳ができないので、どうしようと言って、湖南市の教育の方も困って学校の先生が出て行くというそのような対応を聞いたりして、やはり滋賀県方面は外国人の労働者の方がかなりいて、お困りになっている市町村はかなりありますよということで、静岡もそうだと書いていました。そのような情報を得て吹田市はどうしたら良いのかなということのヒントになるかなと去年の夏思いました。

(F 委員)

意識調査で「行政が学校における同和問題に関する啓発をすることはかえって差別を残すことになる」について半数の人がそう思うと答えたことの背景は何だと思いますか。平均の住民の意識は我々が考えている以上に違うものがあるのでしょうか。

(会長)

特にその部分については、課題によって極端ですね。一方で障がい者については相模原の問題があるからパーセンテージが高いが同和問題になると極端で外国人になると下がる。そのデコボコはいったい何なのか。

(F 委員)

同和のヒアリングについては住まいについてもそうだし、半数近いものが何か差別を助長するものになるのかと思います。

(C 委員)

私も相談委員をしていますが、逆差別とか、いやがらせ的な問題もあって啓発をこれからどのようにしていったらいいのかなという課題を考えている状況です。

(会長)

私の書いたメモのところでもう 1 回確認をさせていただきたいと思いますが、意識調査の報告書についてのコメントを以下に記しますということで考えてみたのですが、問 1 の人権問題の関心について、感心が高いものとそうでないものに完全に別れる。ポイントが低いものは同和問題、アイヌ問題、外国人問題、ホームレス、性的指向、性的同一性など。性同一性障がいという障がいという枠どりでもいいのかといことはいろいろと議論がある。アイヌ問題は大阪ではあまり周知されていない。北海道ではいろいろな形で報道されているのは確かで、今、法律ができるできないということで内閣官房と当事者がいろいろやりとりしているという話を仄聞しており、政策的な状況にある。

それから外国人問題やホームレス問題のポイントが低いということと、同和問題についてなぜかというのは、簡単にはいかないのだけれど、対象の捉えどころがないというふうに皆様が思っておられるのかどうか。

障がい者の場合でしたら、障がいの有る無しははっきりしている。外国人もそうだが、そういうこともあるのかと思う。昔色々なところで、啓発に関する様々な審議会をした中で、差別をなかなか明確に定義できないと議論したことがある。私も今すぐ何故こうなるのかははっきりと言えないのですけれども、現状としてはこうだということを我々は共有しておいた方がいいと思います。理解しにくいテーマと書いたのですが、理由筋道等を更に整理する必要があるだろう。

二番目に、個々の設問について否定的な回答が多いものがあるということで。例えば、女性に対する性犯罪は女性の側にも問題がありますかとか。刑を終えて出所した人についてとか。障がいがある生徒とそうでない生徒は教育を受ける機会を別々にした方がいいとか。行政や学校における同和問題に関する啓発や教育はかえって差別を残すことになるとか。日本に住んでいるので、文化や生活習慣なども日本にあわせるべきであるとか。という項目が否定的な回答が多いと。

それから、世代の問題で、特定のテーマで若い世代で否定的な回答があると一応書いたのですが、問 2-2 のインターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、どのような書き込みを行っても問題はないとか。3-1 配偶者に暴力をふるうことは、理由によってはやむを得ない。性的な冗談は、職場の潤滑油になることもある。保護者、教師からの体罰は、しつけのためならやむを得ない。子どもは、親の意見に従えばよいので、自分の意見を表明する機会がなくてもやむを得ない。いじめは、いじめを受ける側にも問題があると思う。こういったところで、若い世代の否定的な回答が気になると。

次に、設問に無い重要なテーマがあるのかないか気になりました。それから、人権侵害を受けた時に、どのように対応するのかという項目、きちっとコメントを出してはいないのですが。友達に相談するとか、まわりの人に相談するということが書いてあります。自身の人権侵害について、どういう救済手段があるのか。今、それについて社会的にどういう支援の仕組みが出来ているのかということは必ずしも皆さん明確に意識しているわけではないし。教育の場でも、必ずしもきちんとやれているわけではないのではないかというのが 5 番。

それから、最後に世界人権宣言から始まって、色々な人権に関する文章がありますが。その中で皆知らないのが、吹田市の人権施策基本方針や関連条例を知らないというのが大きな数になっている。これは、我々としては踏まえないといけないことでしょうねということ、最後書いておきました。問 19 です。

時間が無くなってきましたが、この意識調査について、自由にご意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

(A委員)

設問の取りかたをここで話してもいいですか。

10代 20代に対する誘導になっていないか。例えば、P26の「配偶者に暴力をふるうことは、理由によってはやむを得ない。」このやむを得ないという言い方は、P60「結婚や就職にあたって、身元調査を行うことはやむを得ない。」などでも使われていて、やむを得ないという聞き方をすると、10代 20代が比較的そう思うが多いのですよね。それが、誘導になっているのではないかと思うわけです。つまり、設問を仮に「いかなる場合もパートナーに暴力をふるうことは許されない。」などにした場合に、どうでるのかなと。設問は合わせた方が良くはないかと。問題毎に聞き方が変わっていて、P68のような聞き方ですと、比較的若い人も肯定的な回答をしているのですね。「配慮に欠ける。」という聞き方です。同じようにこれも例えば「公共施設や行政窓口などに、外国人のための表記がないことはやむを得ない。」になったら、おそらく変わってくると思うのです。ですので、ここは統一した方がいいのかなと思いました。

(会長)

それはすごく大事な視点だと思います。聞き方で、言葉の受け止め方が世代によって違うという可能性があつて。こういう聞き方をされると、こう答えるべきだという枠取りがされることがあるかもしれない。そこはすごく重要な問題だと思います。だから、逆に誘導になるのですよね。

(会長)

やはり、少し考えた方がいい。切り口だから仕方ないのですけれども。質問しなければ答えられないから、何らかの問いかけをしなければいけないのは当然なのですけれども。ニュートラルな答えが引き出せるような設問の仕方というのは、この意識調査が万全なのかどうか、課題が無いのかどうかというのは私も気になります。

学校の評価というのをやっていますが、運動会の評価を聞く時に質問の仕方を変えることによって、子どもたちの評価がガラッと変わるというのは、高校の学校評議会で聞いたことがあります。設問の文言は記憶が定かではないですが、前の年と質問の仕方を変えてみたら、子どもたちの評価がガラッと良くなったということは聞きました。年齢によって言葉の受け止め方は違うから、こういう書き方をされたらこう答えるべきだというプレッシャーなりバイアスがかかっていて、世代間によってその可能性は有りうるかと思います。

(I 委員)

4 の設問に無い重要なテーマがあるのではないかとこのところ。沖縄の基地の問題は、沖縄に住んでいる人にとってはすごく重要な人権課題なのですよね。私自身も子どもの権利に係る法人としても、そこはいつも沖縄の子ども達の事や沖縄で起きている事は忘れないと思っているのです。今回は入っていなかったけど、北朝鮮の拉致の問題については入っていますよね。それを少し思いました。

(会長)

今ここに、意識調査を作った関係の行政の方はおられるのですか。その辺りの経過とか。今まで意識調査は色々見てきましたが、これはある意味でよくできていると。だからこそ色々な課題がよく見えるということなのかもしれませんが。ある意味で、聞き方は非常にシンプルにした方が答える方は答えやすいと。逆に今言ったようなことが出てくると。その辺の設問の経過とか、御存じだったら誰か教えていただけませんか。

(事務局)

先ほどの沖縄の問題については、うちの設問は国が挙げている人権課題ということで、16 項目あるのです。そこに沖縄がなかったということです。

設問の仕方につきましては、うちの中でも色々論議があったのですけれども。確かに言われるように誘導的な答えが返ってきたのかもしれないのですけれども。やむを得ないという表現につきましては、理由いかにとらわれずにいけないという部分を強調したかったというのがあります。先ほど、言われたのはそのとおりだと思うので、次の調査にはその辺りも踏まえて考えていきたいと思っています。

(事務局)

委託業者を選んで、業者が示してきた設問は、他市でも行っているありきたりな設問が出てきたので、これでは本当の意識というのは見れないのではないかとこのことで、うちの担当の方でかなり議論はしました。ですので、完璧に出来ているとは思いませんけれども、他市に比べるとがんばっているのではないかと、僕自身は思っています。

人権に関する意識調査は初めてなので、こちらは 4 年か 5 年に 1 回経年をみます。やっていく中で設問の仕方、内容もブラッシュアップして続けていきたいというのが 1 つと。

私今、北摂の人権部長会議にも出ている中で、他市も意識調査をしているので、統一的な質問をしませんかということを投げかけています。単独の市ですと 2,000 人対象で、吹田は比較的返ってきているので 50% 超えてますけれども、他市ですと 40% ぐらいなのですね。そちらも含めて、例えば北摂 7 市で同一の質問をすると、もっと数が増えてきますので、より深い検討もできるのではないかとこのことで投げかけをして。今年度それに向けて進めたいと思っているのです。

ですので、今回は 1 回目なので、色々のご不満なところはあるかと思いますが、その辺りはお意見いただいて、次回に反映させていきたいと思っています。

(会長)

私としては、けなしているわけでは全然なくて、色々な市を見ていたらすごくシンプルで。我々が一番知りたいポイントをつかもうという意図でされているのがわかるので。そういう意味では大変いいのだと思うのです。

(事務局)

返ってきたのが 50%で、まさかと思うぐらいでした。これだけの数の質問に答えていただいて。

(会長)

これは統計の手法としては、無作為抽出なので、ある程度の状況がわかるという。

(事務局)

ただ、若い世代の方は、返ってきにくいというのがありましたので、数が少ないので数字のブレが出やすいです。寝屋川市などは、10代の人を集めてやっているところもあります。無作為プラス 10代という。どのやり方が正しいのかは意見があるとは思いますが。

(会長)

ありがとうございます。私としては、こういった調査をしていただいていると思っていますので。否定的に言っているわけではないので。

それでももう一つ言うと、答える層がどういった意識の層かという問題はどうしても残る。このアンケートにわざわざ答えましょうという人。これも一概には言えないので。アンケートに答えようという姿勢の人が、どういう人かという問題はどうしても出てきてしまう。それは、その限りでということなのでしょう。意識のある人が答えてくれているということになるのでしょう。

大変貴重なご意見ありがとうございます。やはり、色々な議論があった方が問題点が見えてくるので、今日はほんとうにありがとうございます。言い足りないことがあったら、事務局なり私の所に言ってください。

(事務局)

ありがとうございました。

次回、7月頃にたたき台になる行政の素案を出したいと思っておりますので、個別のご意見などはこの場ですべて言い切れていないと思いますので、6月の中旬くらいまでに出していただけたら、そちらも参考にさせていただこうと思っております。よろしくお願いします。

(会長)

そうしましたら今日はこれで散会にしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。